

振り込め詐欺にご注意ください！



最近特に高齢者を狙い、警察官や銀行職員をかたって暗証番号を聞き出し、キャッシュカードをだまし取る事件が、県内で発生しています。

こんな言葉に要注意

犯人があなたのキャッシュカード（通帳）を持っていた。

今からキャッシュカードを取りに行く。

口座の残高を教えてください。

あなたの個人情報が出ていますので、キャッシュカードを作り替える必要がある。

振り込め詐欺の手口は多様化しています。
少しでもおかしいと思ったら、必ず誰かに相談しましょう。

警察総合相談電話
#9110



悪質商法にご用心！

対策

- 必ず儲かる、タダでもらえる等のうますぎる話には裏があると疑いましょう。
- 勇気を出して、き然とした態度ではっきりと断りましょう。
- 高額な商品等は、誰かに相談してから購入しましょう。
- 契約書をよく読んでからサインをしましょう。
- 相手がしつこく居座るときは、110番をしましょう。
- クーリング・オフ制度を覚えておきましょう。

※クーリング・オフ制度とは、契約締結後も、一定の条件で、消費者から一方的に契約を解除することができる制度です。（高島警察署）



いいません！

高島市内の交通事故発生状況

（平成22年4月末現在）

●発生状況（累計）

	今年	昨年	増減
人身事故発生件数	72件	72件	0件
死者数	1人	0人	1人
傷者数	86人	93人	▲7人

発生場所	
マキノ	14
今津	20
朽木	0
安曇川	12
高島	12
新旭	14

●交通事故の特徴

事故の形態

追突 23件 (31.9%)
出合頭 20件 (27.8%)

高齢者(65歳以上)の事故

24件 (33.3%)



4月の火災 救急 救助 件数

() 内は年累計

▼火災

建物火災／2(6) 車両火災／0(2)
林野火災／0(0) その他火災／2(2)

▼救急

交通事故／24(67) 一般負傷／21(114)
急病／106(486) その他／27(105)

▼救助

火災／2(6) 交通事故／0(5)
水難事故／0(0) その他／1(1)

(注)【救急】 その他＝火災＋労働災害＋運動競技＋加害＋自損行為＋転院搬送等

(注)【救助】 その他＝自然災害＋機械事故＋建物事故＋ガス事故＋爆発等

消防総務課 ☎(22)1234

子どもの虐待をなくそう！②

虐待問題にかかわる機関とつどい

子どもをまもる仕組み

最近、虐待問題に関係する報道などで「児童相談所」や「福祉事務所」といった機関、また「通告」などの言葉を耳にされることも多いかと思いますが、今月はこれらについて紹介します。

児童相談所

児童福祉法によって、各都道府県、指定都市に必ず設置される機関で、滋賀県では「子ども家庭相談センター」と呼び、草津(中央)と彦根にあります。虐待問題では中心的な役割を果たしていますが、虐待だけを扱っているわけではなく、養育者がいない子ども、盗みや家出の問題、障がいや性格のことなど、18歳未満の子どもの様々な相談に応じています。

また、児童相談所には児童福祉司と呼ばれる相談員や心理士、精神科医など様々な専門家がいます。

福祉事務所

市に設置されていて、一番身近な相談・援助機関として子どものことだけでなく、お年寄りや障がいのある方たち等のための幅広い相談をお聞きし

通告

「通告」とは相談と同じことで、話でもできます。「虐待されているんじゃないか」と考える子どもを見かけたら、どうか通告してください。通告者のプライバシーは守られますし、匿名で通告することも可能です。あなたの「もしや」で救える子どもと家族がいます。

通告先

子ども家庭相談課 ☎(25)8517
または、市内各保健センター
滋賀県中央子ども家庭相談センター ☎077(5662)1121



安心して子育てしましょう！

病児保育室「おひさま」のご案内

子どもが風邪をひいてしまったけれど、何日も仕事を休めない。
子どもが水ぼうそうやはしか等の回復期だけれど、まだ保育園や幼稚園には登園できない。など・・・
そんなとき、「おひさま」をご利用ください。看護師や保育士がゆったりとした環境のなかで保育を行います。

Q. どこにあるの？

A. 公立高島総合病院の中にあります。

Q. どんな時に利用できるの？

A. 市内に住んでおられ、保育園・幼稚園に通園している子どもが病気のため登園できない状況で、保護者の勤務の都合などで家庭で保育ができない時に利用できます。
(かかりつけ医の診断が必要です。)

Q. 利用できる日と時間は？

A. 月曜日から金曜日の8時から18時まで
(土曜・日曜・祝日、12月29日から1月3日までは利用できません。)

Q. 利用料は？

A. 児童1人1日につき、2,000円(所得税課税世帯)
・所得税非課税世帯の方は児童1人1日につき1,000円
・生活保護世帯と市民税非課税世帯は無料
※別途医師意見書作成料が必要です

Q. 利用手続きは？

A. 利用登録→仮予約(電話)→受診→正式予約(電話)

利用登録用紙等は、子育て支援課、各保健センター、保育園、幼稚園にあります。
詳しくは病時保育室「おひさま」までお問合せください。

利用
申込書・
医師意見書
などを提出

病児保育室「おひさま」 ☎080(5706)9555 子育て支援課 ☎(25)8136